

よこ はま し
横浜市

はん ざい ひ がい しゃ そう だん しつ
犯罪被害者相談室

犯罪被害にあわれた方へ

詳しくはこちらをご覧ください▶



まずは、お電話ください。

☎ **045-671-3117**

相談
無料

受付時間 9:00~17:00 (月~金) ※祝日・年末年始を除く

FAX・メールからのご相談も
お受けしています

FAX 045-681-5453

メール sh-cvsoudan@city.yokohama.lg.jp

- 横浜市犯罪被害者相談室では、「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づき、社会福祉専門職の相談員(市職員)が犯罪被害にあわれた皆さまのご相談をお受けします。
- 横浜市にお住まいの方または市内に在勤・在学の方と、そのご家族、ご遺族が対象となります。
- 被害後に直面するさまざまな問題について、必要な情報や制度等をご案内します。困っていること、悩んでいること、心身の不調等、ご相談ください。
- 必要に応じて、面接相談も行います(予約制)。



まずは、電話相談[※]をお受けします。

※ファックス・メールも可

電話(相談専用)

045-671-3117

受付時間

9:00~17:00(月~金) ※祝日・年末年始を除く

- ファックス番号、メールアドレスは、ちらしの一番下をご覧ください。
- ご要望と必要に応じて、面接による相談もお受けします。
- 考えや気持ちを整理しながら、お話しをうかがいます。
- 面接相談は予約制ですので、お電話にてお申し込みください。



相談料は、無料です。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」



秘密は、厳守します。

- 相談は、社会福祉専門職の相談員(市職員)がお受けします。
- 匿名でのご相談も、お受けします。
- 被害者またはご家族、ご遺族のいずれかが、横浜市にお住まいか、または市内に在勤、在学であれば、ご相談いただけます。

ご相談内容に応じて、次のような支援を行います。

専門相談・情報提供・付添い支援

- 専門相談(カウンセリング、法律相談)
- 支援に精通する機関の紹介や連絡調整
- 窓口への付添いなど

経済的負担の軽減 ●支援金の支給

日常生活支援 ●家事及び介護支援 ●一時保育支援 ●配食支援

住居支援 ●転居支援 ●市営住宅の一時使用の案内、調整

※なお、これらの支援にはそれぞれ一定の要件があり、また支援内容により対象者が異なります。詳しくは、相談室に直接ご相談ください。

横浜市市民局人権課

TEL 045-671-3117 FAX 045-681-5453

E-mail sh-cvsoudan@city.yokohama.lg.jp

